

## 「第5次船橋市男女共同参画計画(fプラン)」策定にあたっての要望書

船橋市長 松戸徹 様

日本共産党船橋市議会議員団  
代表 金沢和子

近年、ジェンダー平等は社会の中でとくに重視されるようになっており、国連のSDGsの17目標の一つにされるなど、それは正義であると国際社会では認識されています。しかしながら一方では旧弊な男性優遇、家父長制社会の存続を望む層があり、それらの層によるジェンダー平等への激しい攻撃があります。

この状況下での「船橋市男女共同参画計画」の第5次策定はたいへん大きな意味をもちます。第4次の踏襲に留まらない積極的な内容であることはもちろんですが、後退することがあってはなりません。よって以下の項目を要望します。

### 要望事項

#### 一、名称について

「ジェンダー平等計画」、もしくは「すべての性の平等計画」とすべきと考えます。

#### 二、第5次案の目標について。

1、「男女」にとどまらず、「性別にかかわらず」と変更することは性の多様性を尊重する上で良いと考えます。

2、男女共同参画の目的は人権尊重とジェンダー平等の実現です。よって「人権」という文言は残してください。

3、第5次案の「誰もが笑顔で暮らすことのできる」について。「誰もが」にはジェンダー平等社会の達成に行政が取り組むことに対して懐疑的、否定的な市民も含まれるのでしょうか。「男性優位社会であれば『笑顔』でいられる」という市民のご機嫌をうかがう計画になることを懸念します。曖昧な表現はやめてください。

4、「機会」の平等が保障されていても「結果」の平等が保障されていなければジェンダー平等社会は達成できません。第5次案の「公平な機会」では第4次からの後退です。目標を「すべての性の人の人権がまもられ、性に関係なく平等で、公平な結果がもたらされる社会」としてください。

#### 三、性に起因する暴力根絶への取り組みについて

1、ドメスティックバイオレンス(DV)以外の性暴力根絶にも取り組むことを計画に明記してください。

2、痴漢や盗撮などは重大な性犯罪であるという認識の下でその撲滅を計画に位置付け、

事業をすすめてください。とくに電車内における痴漢防止対策として女性専用車両の設置を市からも鉄道事業者に要請してください。また路上等の看板の文言は被害者の注意不足などを想起させない、二次加害にならないものにしてください。

3, 加害者の更生プログラムを事業に加えてください。

4, 性の商品化が性暴力の要因であるとの認識をもち、それらが市民、とりわけ若年層の目には触れないゾーニングに市は取り組んでください。

#### 四、教育の場での取り組みについて

1, 性別役割分担やアンコンシャス・バイアスの解消に取り組むため、性別によらない名簿の実施率を 100%にしてください。健康診断などで性別を分ける必要がある場合は、「女子」を「男子」の先にするなど、その解消に積極的に取り組んでください。

2, 生理の「貧困」に加え、生理の「尊厳」を教育に取り入れ、生理は恥ずべきもの、秘すべきものではないと教えてください。また児童生徒の生理休暇(休養)取得をすすめてください。

3, 「初潮、精通、性交、避妊」等の性教育は包括的性教育、つまり人権やジェンダー平等の視点にたったもので行い、男女を分けずに授業を行ってください。またすべての教員に受講させてください。

4, 男性教員の育児休業取得率、及び取得期間を女性教員のそれと同じレベルにするよう取り組み、その取得率と期間の目標値を計画に書いてください。

5, DV等による夫婦関係の破綻があっても離婚に踏み出せない女性が多くいる理由は経済的な問題に因るところが大です。女子児童、生徒に対し、女性の経済的自立の必要性を具体的に教えるキャリア教育を行ってください。

6, 女性リーダーの養成プログラムを開講してください。

7, 本計画を児童生徒に教えてください。またそれに際し、教員への事前の学習環境も整備してください。

8, 「包括的性教育」を学校教育や社会教育はもちろん、あらゆる市民に推進してください。

#### 五、「誰もが安心して暮らせる環境の整備」について

1, 離婚後の父母が共同親権であった場合、子と暮らす親が負担(心身、また経済面などすべての面において)を負わずにすむようにしてください。

2, 養育費の支払い確保に船橋市も努めてください。またその支払いは親の義務であり、親子の面会交流とは別物であることを認識し、市民にも啓発してください。

3, 高齢者、単身女性の経済的困難の解消、単身女性が安心安全に暮らせる住宅の確保、提供を計画に入れてください。

4, トイレでの女性(女子)の行列解消を性差別の問題として位置付けてください。

5, SRHR(性と生殖に関する健康と権利、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

に関して、市民への啓発を行ってください。

6, プレコンセプションケアの取り組みに際しては、SRHR の視点を厳守してください。

7, 「官製婚活」やそれに類する施策・事業・関与を船橋市は行わないでください。

8, SRHR の観点から不相当である施策・事業・関与を市は行わないでください。

9, 緊急避妊薬が市内で入手しやすい環境を整えてください。

10, 防災体制づくりのジェンダー平等事業を拡充し、避難所対策の検討等において、性的少数者からのヒアリングを行うことを位置付けてください。

11, 「男女共同参画の視点に立った防災講座」を「ジェンダー平等の視点」と改称し、内容をその「ジェンダー平等視点」だけに絞り、より充実させてください。

12, 女性が家庭での労働の多くを担わされることにより、非正規での就労を選ばざるをえず、それが女性の収入を下げる大きな要因になっています。非正規ではなく正規雇用が当たり前の社会の構築の為、市は正規雇用促進を施策に取り入れてください。

13. 農林水産業におけるジェンダー平等に力を入れてください。

#### 六、市政全般における女性の地位向上について

1, 市政全般においてジェンダー主流化を徹底させてください。そのために「ジェンダー平等条例」を定め、ジェンダー平等専任の担当課を設けてください。（※「ジェンダー主流化」とは、社会的・文化的な性差・ジェンダーの平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくこと）

2, 市政におけるジェンダー監査を定期的に行い、その結果を公表し、改善に努めてください。

3, 市が主催する審議会、委員会において女性が一人も登用されていない状況を調査し、改善してください。

4, 市の会計年度任用職員の待遇改善をすすめ、正規職員への登用を積極的に進めてください。その際には正規となっても就労継続が可能な職場環境や労働条件を整えてください。

5, 市の職員における管理監督職への女性の登用率について部長級以上の職に占める割合の目標値を定め、30%以上とし、係長職以上、課長補佐級以上職については50%を目標としてください。

6, 市役所職員の男女の賃金格差の是正に向けて、詳細な実態の公表と、是正計画の策定を位置付けてください。

以上

[https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/danjyokyoudou/001/p102632\\_d/fil/1.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/danjyokyoudou/001/p102632_d/fil/1.pdf) (船橋市第4次男女共同参画計画)

[https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0050/p146041\\_d/fil/05-2.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0050/p146041_d/fil/05-2.pdf) (「第5次計画体系案」)